

株券の電子化に伴う「株券を発行する旨の定めを廃止」登記申請ガイド

電子公告調査株式会社

I 「株券を発行する旨の定めを廃止」の登記申請の必要性

平成 21 年 1 月 5 日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「株式等決済合理化法」といいます。）が施行されることに伴い、保管振替株券を発行している株式会社（主に上場会社）は、株式等決済合理化法の施行日から 2 週間以内に、本店を管轄する登記所に、「株券を発行する定めを廃止」の登記申請をしなければなりません。（会社法 915 I）

会社法施行時の際は、例えば「取締役会設置会社」たる旨の登記は、登記官の職権でなされ申請が不要でした。これは、会社法施行時の株式会社に一律に適用されるため、職権登記によって行われました。しかし、例えば「会計監査人設置会社」たる旨の登記は、適用されるすべての会社が登記所において判明しないため、会社側の申請が必要でした。

今回の「株券を発行する旨の定めを廃止」の登記については、該当会社が登記官において判明しないため、会社側から申請が必要となります。

II 「株券を発行する旨の定めを廃止」の根拠規定

株式等決済合理化法附則第 6 条第 1 項の定めにより、保管振替株券に係る株式について、同法の施行日である平成 21 年 1 月 5 日において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされます。

III 「株券を発行する旨の定めを廃止」の登記申請期限と添付書面

平成 21 年 1 月 19 日（月曜日）までに本店を管轄する登記所に申請しなければなりません。添付書面は、株式会社の社員や司法書士が登記申請代理人になる場合は、会社代表者からの委任状が必要です。また、法律によるみなし定款変更のため、議事録などの書面が存在しません。そのため、株式会社証券保管振替機構（以下「ほふり」といいます。）から発行される、「株券を発行する旨の定めを廃止する定款の変更の決議をしたものとみなされる場合に該当することを証する書面」を添付すれば足ります。（株式等決済合理化法附則第 6 条第 7 項）

この書面は、1 月 5 日以降、ほふりから各会社様に郵便にて届けられます。なお、登録免許税は、金 3 万円となっています。（登録免許税法別表第一第 2 4 号（一）ネ）

■ まとめ

★ 申請期限 平成 21 年 1 月 19 日（月曜日）

★ 添付書面

1. 代表取締役からの申請の場合 ほふりからの証明書のみ
 2. 社員、司法書士申請の場合 ほふりからの証明書と委任状
- ★ 登録免許税は 3 万円

IV 「株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更の決議をしたものとみなされる場合に該当することを証する書面」（株式等決済合理化法附則第 6 条第 7 項書面）

既に様式が定まっています。これは株式会社証券保管振替機構の業務部長から、法務省民事局商事課長宛に、様式の照会があり、平成 20 年 7 月 17 日法務省民商第 1962 号法務局民事行政部長、地方法務局長あて法務省民事局商事課長通知として、全国の登記所に通知されています。この様式は次ページに掲載しています。

V 申請書、委任状など

申請書および委任状は、みなさまのご利用の便宜上、別ファイル（ワード）にて提供します。

VI 申請後の登記記録例

会社法では、「株券を発行する旨の定め」が登記事項であり、株券を発行しない場合は、この項目がないか、抹消されていることとなります。今回の申請後は、登記記録が以下のようになります。なお、株券の発行の文言は、各社の最新の登記記録により異なりますのでご注意ください。廃止登記申請により下線が引かれます。

【登記記録例】

株券を発行する旨 の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する。</u> 平成 17 年法律第 87 号第 1 36 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記
	平成 21 年 1 月 5 日廃止 平成 21 年 1 月 19 日登記

別紙

保振業務〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

(本店所在地)
〇〇株式会社 御中

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
株式会社 証券保管振替機構
代表取締役社長 竹内克伸

印

証 明 書

当機構は、〇〇株式会社 (本店 〇〇) (以下「発行者」という。) が発行する株券 (以下「当該株券」という。) について、下記の事項を証明する。

記

当機構は、発行者から株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律 (平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。) 附則第2条の規定による廃止前の株券等の保管及び振替に関する法律 (昭和59年法律第30号。以下「旧保振法」という。) 第6条の2の同意を得て、決済合理化法附則第1条に規定する施行日の前日 (平成〇〇年〇〇月〇〇日) まで、当該株券を旧保振法第4条第1項の規定に基づき当機構が行う保管振替業において取り扱っていたものであること。

以上

(注) 当証明書は、株券を発行する旨の定款の定め廃止による変更の登記の申請をする際の商業登記法 (昭和38年法律第125号) 第63条に規定する書面に代わるものとして発行するものである。